
■増税に便乗した詐欺にご注意を！

10月から消費税率が引き上げられました。各地で増税に乗じて金をだまし取ろうとする電話やメールなどが報告されています。今後想定される事例と合わせて紹介します。

【事例①】クレジットカード会社から「消費税率の引き上げに伴う手数料の改定があるので、下記URLからお客様のIDとパスワードでログインしてください」というメールが届いた。このメールは信頼してよいだろうか。

【事例②】金融機関を名乗る電話があり、「消費税率の引き上げの影響で、社会保険料の還付金がもらえることになった。口座番号を教えてください」と言われた。教えてもよいだろうか。

【事例③】「キャッシュレス決済サービスにて未納料金があります。下記URLからキャッシュレス残高のチャージを行ってください」というショートメッセージサービス(SMS)が送られてきた。このような連絡があるものだろうか。

【アドバイス】金融機関や公的機関が電話やメールで口座番号や暗証番号を尋ねることはありません。話題になっている出来事にかこつけて消費者をだまそうとする詐欺が横行しています。むやみにメールを開かず、公式サイトなど確かな情報源によって確認するようにしましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）